

# 徳山駅前広場等 使用のガイドライン



2026年4月改定版  
周南市 商工振興課

# 目次

I. 本ガイドラインの目的	1
II. 対象施設	2
1. 全体図	2
2. 徳山駅北口駅前広場 平面図	3
3. 徳山駅南北自由通路1階 平面図	4
4. 徳山駅南北自由通路2階 平面図	5
5. 徳山駅南口駅前広場 平面図	6
III. 使用料金	7
1. 徳山駅北口駅前広場	7
2. 徳山駅南北自由通路	7
3. 徳山駅南口駅前広場	7
4. 附属設備	7
5. 使用料等の減額又は免除について	7
IV. 駅前広場等使用のルール	8
1. 駅前広場等における禁止行為（条例第6条）	8
2. 使用許可が必要な事項（条例第7条）	9
3. 不許可となる場合（条例第8条）	9
4. 使用許可の取り消しや使用の制限、または使用停止となる場合（条例第8条）	10
5. 実施期間	10
6. 実施の場所	11
7. 車両や物品等を設置する場合について	12
8. 火気の手扱いについて	12
9. 楽器等音が発生する行為について	12
10. チラシ等の配布について	13
11. 搬入出の方法	13
12. 歩道部分への車両の乗り入れ	14
13. その他必要な事項	14
V. 使用申込の流れ	15
1. 事前相談（実施日の6か月前から可能）	15
2. 徳山駅前広場等使用許可申請・承認（実施日の6ヶ月前～14日前までに）	15
3. 徳山駅前広場等使用にかかるJR西日本との協議	16
4. その他関係機関への届出・申請、周辺店舗等との調整（随時）	16
5. 使用当日	16
6. 使用終了後	16
VI. 備品紹介	17
1. タペストリー	17
2. 電気コンセント	18
3. テント	19
4. 折りたたみテーブル	19
5. 音響設備	19
VII. 告知手段のご紹介	20
1. 報道機関への情報提供(投げ込み)	20

## I. 本ガイドラインの目的

---

徳山駅の駅前広場と自由通路は、単に公共交通機関を繋ぐ施設というだけではなく、まちの玄関口であり、徳山駅前賑わい交流施設とともに、駅を中心とした新たな賑わいを周辺市街地に波及させていく拠点的な役割が期待されています。

本ガイドラインは、駅前広場等のルールを明確にすることにより、施設の利活用を推進し、駅を中心とした中心市街地の賑わいの創出を図るとともに、誰にとっても居心地の良い空間となるよう、マナーの向上や快適な空間づくりを推進するものです。



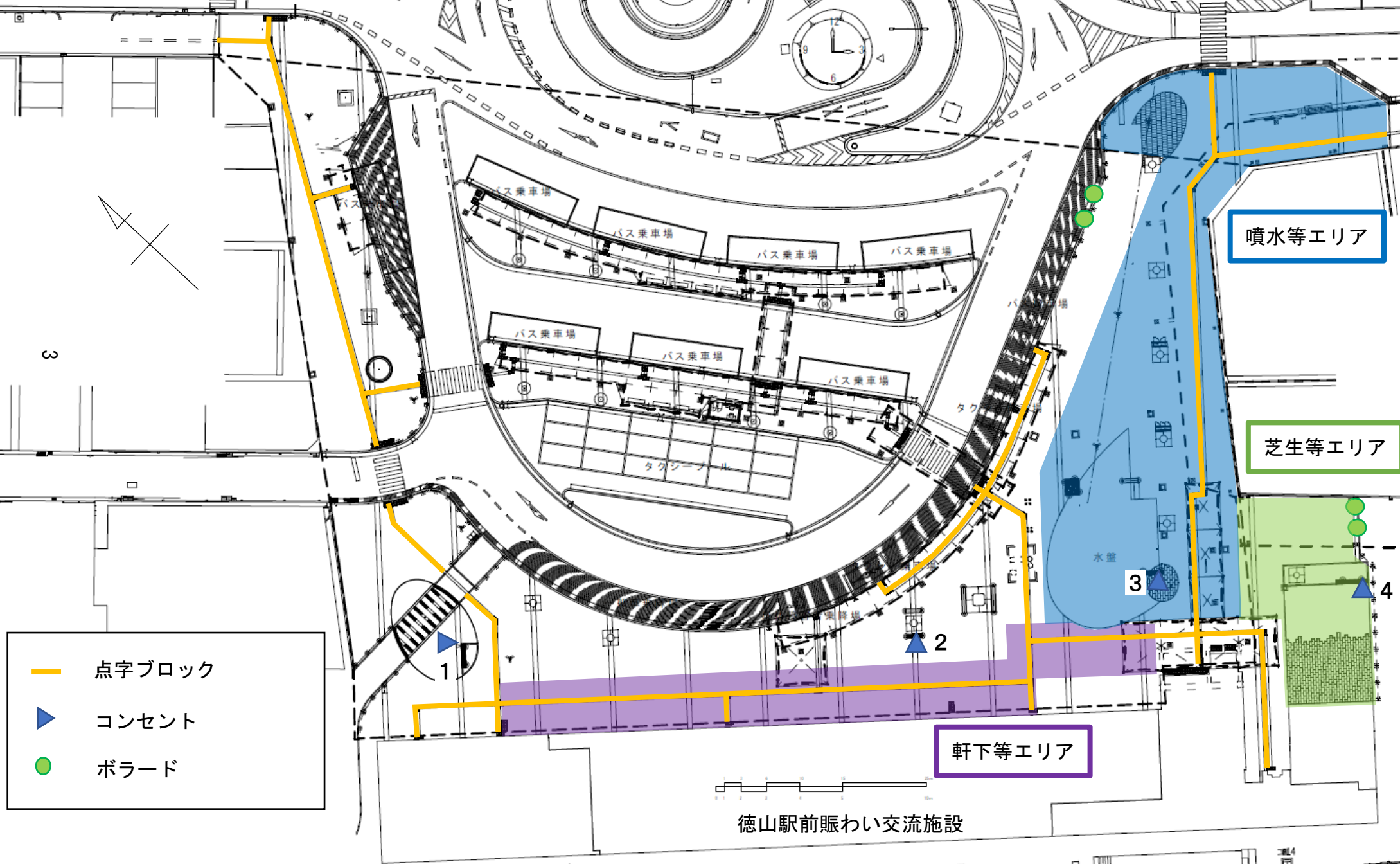
## Ⅱ. 対象施設

---

### 1. 全体図



## 2. 徳山駅北口駅前広場 平面図



- 点字ブロック
- ▶ コンセント
- ポラード

噴水等エリア

芝生等エリア

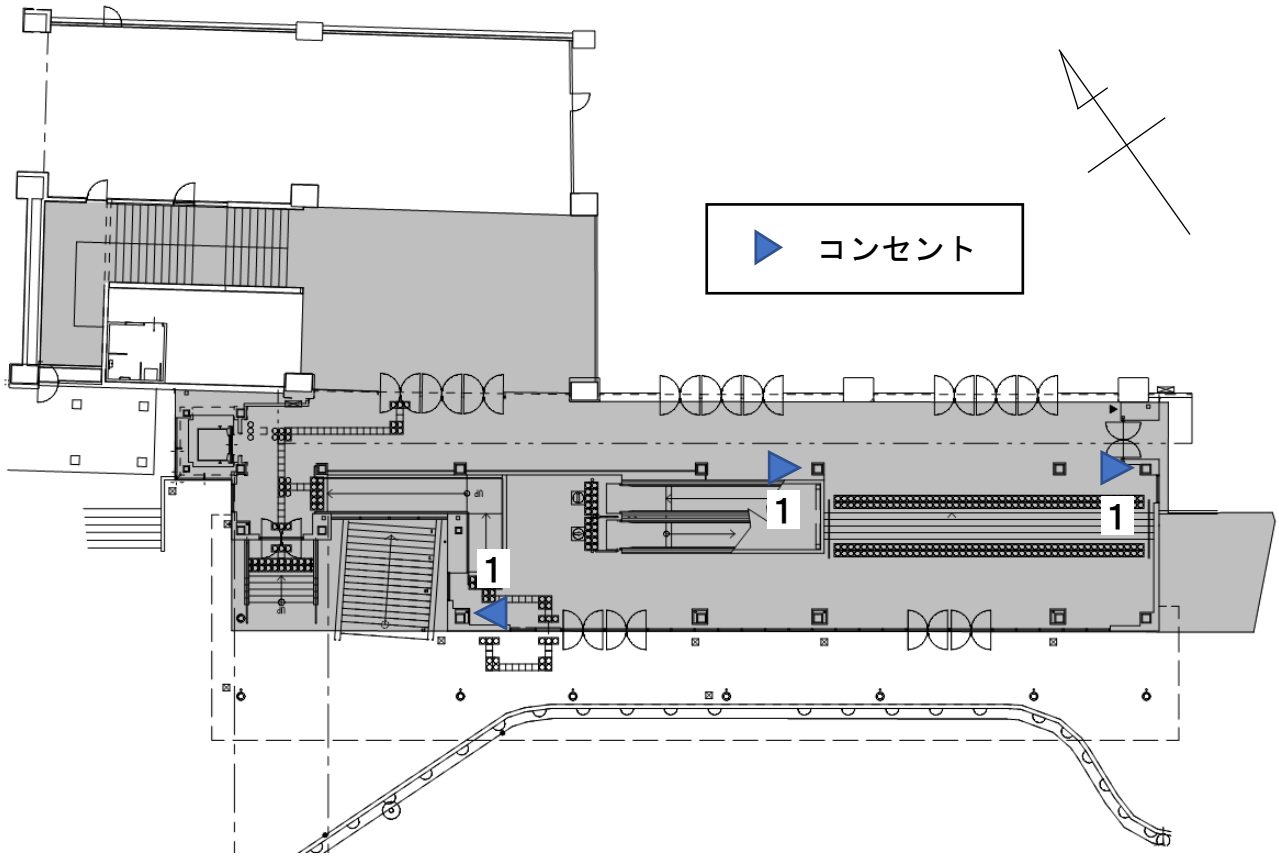
軒下等エリア

徳山駅前賑わい交流施設

↑ 徳山駅南口駅前広場

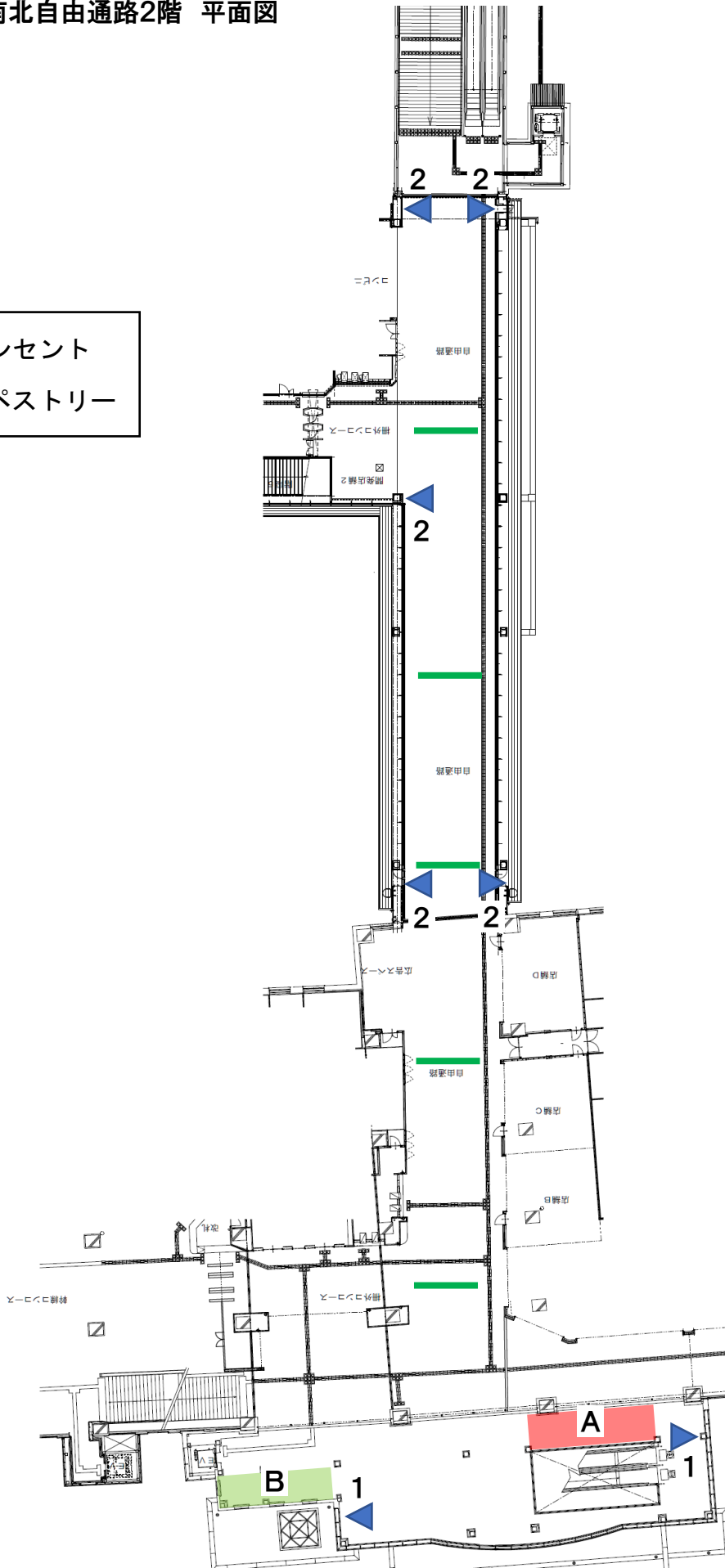
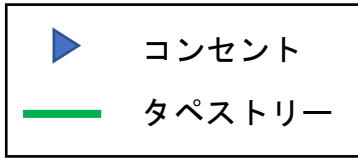
### 3. 徳山駅南北自由通路1階 平面図

↑ 徳山駅前賑わい交流施設、徳山駅北口駅前広場

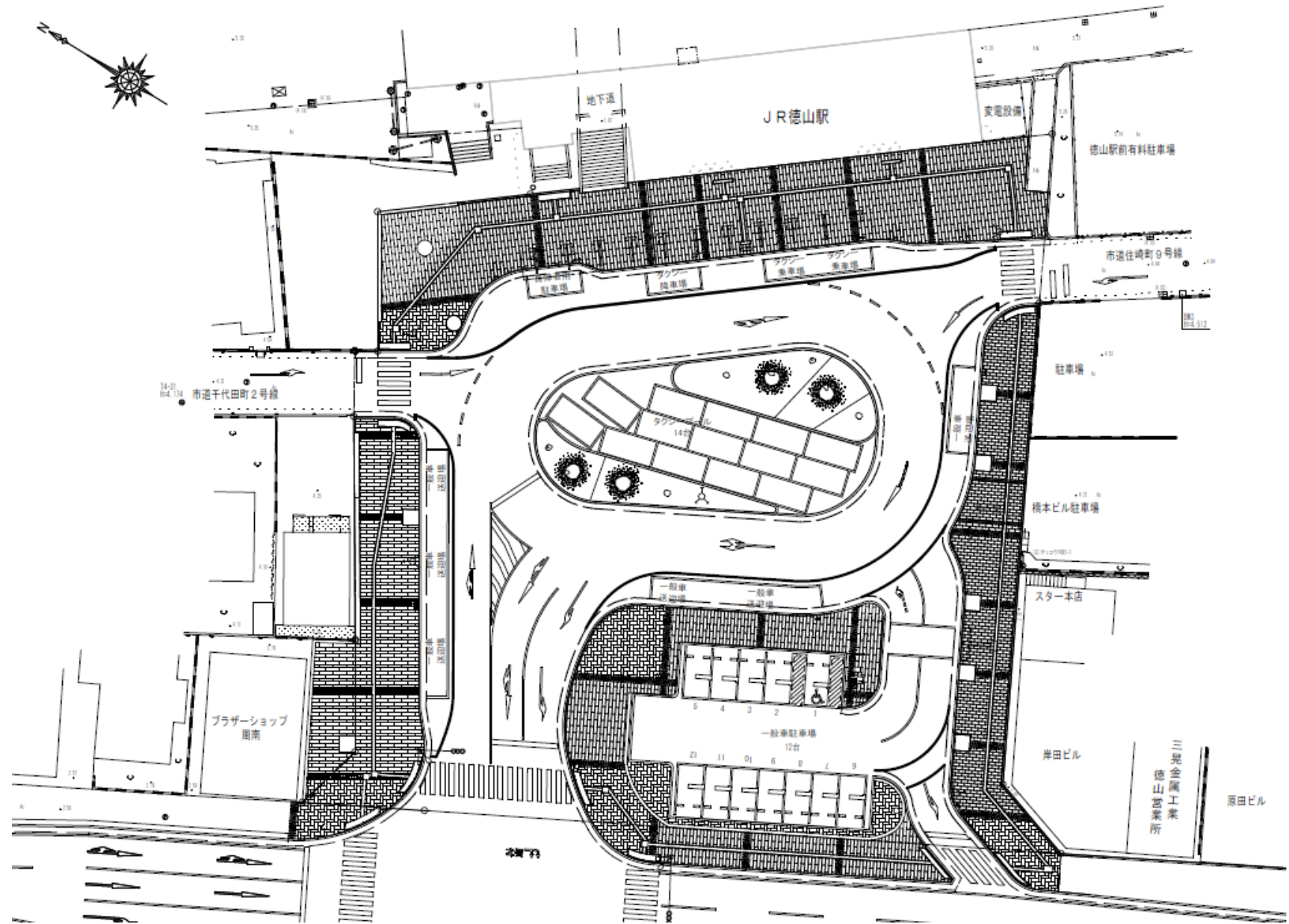


↓ 徳山駅南口駅前広場

4. 徳山駅南北自由通路2階 平面図



# 5. 徳山駅南口駅前広場 平面図



### Ⅲ. 使用料金

#### 1. 徳山駅北口駅前広場

エリア	エリア面積	単位	金額
芝生等エリア	350 m <sup>2</sup>	使用する面積 1 m <sup>2</sup> につき1日	9.9円
噴水等エリア	1,278 m <sup>2</sup>		
軒下等エリア	606 m <sup>2</sup>		

#### 2. 徳山駅南北自由通路

エリア	エリア面積	単位	金額	エリアすべて 使用する場合
Aエリア	27 m <sup>2</sup>	使用する面積 1 m <sup>2</sup> につき1日	27.88円	750円
Bエリア	32 m <sup>2</sup>			890円

※令和8年度時点の金額です。

#### 3. 徳山駅南口駅前広場

エリア	単位	金額
まちなか共創センター 徳山駅周辺施設管理オフィス (指定管理者) へご相談ください。	使用する面積 1 m <sup>2</sup> につき1日	9.9円

#### 4. 附属設備

附属設備	単位	金額
タペストリー	1箇所につき1月	1,350円
電気コンセント	持込電気器具の定格消費電力の 合計1キロワットにつき1時間	30円
テント	1張につき1日	200円
折りたたみテーブル	1台につき1日	100円
音響設備	1セットにつき1日	500円

※タペストリーについては、別途広告審査が必要となります。

#### 5. 使用料等の減額又は免除について

使用料金の減額又は免除に該当する場合がありますので、詳細は周南市徳山駅前広場等  
施行規則をご確認ください。

## IV. 駅前広場等使用のルール

### 1. 駅前広場等における禁止行為（条例第6条）

徳山駅前広場等においては、何人も、次に掲げる行為（以下「禁止行為」という。）をしてはいけません。ただし、次の許可に係るもので指定管理者が認めた行為については、この限りではありません。

#### (1) 施設、設備等を毀損し、又は汚損すること。

例：ごみのポイ捨て、ペットのフンを放置する、照明・ベンチ等を壊す、広場内施設・設備に落書きする、木を折る、ポケットパークに穴を掘る、ガラスを割る、勝手に掲示物を貼る、たばこの吸い殻を捨てる、空き缶・ガラス瓶を放置する、ガムを捨てる、排水溝に油を流す、噴水の水を汚す、舗装を傷つける 等

#### (2) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある行為をすること。

例：執拗な勧誘（通行を妨げる・繰り返し声を掛ける等）、つきまとい、大きな音を出す、盗撮、執拗な客引き行為、危険物の持ち込み、強い臭いを発すること、乱暴な言動、周囲に液体や物をまき散らす・振り回す、ラジコンで遊ぶ、エアガンを撃つ、素振りをする 等

#### (3) 通行の妨げとなる行為をすること。

例：点字ブロックをふさぐ、エスカレーター・エレベーターの乗り降り口付近や施設の入出口の周辺をふさぐ、大きな物をもって立ちふさがる、踊る、縄跳び、ロータリーにはみ出して駐車場の入庫待ちをする 等

#### (4) 自転車(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第2条第1項第 11 号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。)を乗り入れ、又は止めおくこと。

例外：身体障害者用の車、小児用の車、歩行補助車等 等

#### (5) 市長が指定した場所以外の場所に車両(道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両(自転車を除く。))をいう。)を乗り入れ、又は止めおくこと。

例：路線バス以外の車両がバス降車場を利用すること、タクシー乗降場や待機場所をタクシー以外の車両が利用すること、身体障害者乗降場を一般車両が利用すること、広場内に車両を乗り入れること 等

#### (6) 一般車乗降場等に駐車(道路交通法第2条第1項第 18 号に規定する駐車をいう。)すること。

例：車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で5分を超えない時間内のもの及び人の条項のための停止を除く）、運転手が車両を離れ直ちに運転することができない状態

#### (7) 球戯、ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為をすること。

例：ボールを使用するスポーツ・遊び、ローラースケート、スケートボード、キックボード、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）、バドミントン、羽根つき、一輪車 等

#### (8) 寝泊まりすること。

例：駅前広場・自由通路での寝泊まり、私物を放置する 等

#### (9) 危険物を持ち込むこと。

例：可燃性液体、毒物・劇物・健康被害を及ぼすもの、高圧ガス、農薬、火薬類、適切に梱包されていない刃物 等

**(10) 火気類を使用すること。**

例：コンロ（ガス・IH）、フライヤー、ストーブ、発電機、花火、七輪、BBQコンロ、ホットプレート、焚火台を含む火をおこす道具一式、喫煙（電子タバコ含む）、蚊取り線香、バーナー、着火剤 等

**(11) 鳥その他動物を飼養(餌付け行為を含む。)すること。**

例：ご自身のペットを含む鳥やその他動物にエサをあげること、動物が走り回ること、噴水に入れる、噴水の水を与える 等

**(12) 風船その他飛行体を飛ばすこと。**

例：風船、ドローン、ラジコン、ブーメラン、フリスビー、凧揚げ、竹とんぼ、飛行機（紙飛行機含む）、パラシュート、矢、エアガンを撃つ 等

**(13) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。**

(1)～(12)以外の行為であっても、施設の管理に支障を及ぼす恐れのあると認められる行為は禁止です。

## **2. 使用許可が必要な事項（条例第7条）**

駅前広場等において、次の行為をする場合は、指定管理者による徳山駅前広場等使用許可が必要です。ただし、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認又は同法第32条第1項若しくは第3項の許可を受けたものはこの限りではありません。

※（1）～（5）については、独占して使用しない場合であっても、利用の重複を避けるため使用許可申請が必要です。

**(1) 募金、署名活動その他これに類する行為をすること。**

例：募金活動、署名活動、寄付の呼びかけ、アンケート調査 等

**(2) 物品の販売、勧誘、宣伝又はビラ等の頒布をすること。**

例：物品の販売、勧誘、宣伝、ビラやティッシュ等の配布 等

**(3) 興行、展示会、音楽会、演説、集会その他これらに類する催しをすること。**

例：イベント、展示会、音楽会、演説、集会、選挙活動、路上ライブ 等

**(4) 業を目的として写真又は映像を撮影すること。**

例：広告撮影、ウェディングフォト撮影、プロモーションビデオ撮影、収益を目的とした撮影、テレビ中継 等

**(5) 看板、貼紙、貼札、のぼり旗その他これらに類する物を掲示し、又は設置すること。**

例：看板（工事の告知等の看板も含む）、貼紙、貼札、のぼり旗、横断幕、自由通路タペストリーの使用 等

**(6) 前各号に掲げるもののほか、駅前広場等の全部又は一部を独占して使用すること。**

例：サービスの提供、工事のための車両の乗り入れ、電気コンセントの使用 等

## **3. 不許可となる場合（条例第8条）**

次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしません。

**(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。**

例：暴利行為、悪徳商法、差別的な内容を含む行為、犯罪を促す行為（闇バイトの募集等）、無許可営業 等

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体によるものであるとき。

(3) 暴力団の利益になると認めるとき。

(4) 近隣住民の生活又は公共交通事業者の業務に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

例：騒音、ごみの放置、悪臭、振動、駅構内に物が入る危険性のある行為、関係者との協議により支障があると判断した行為 等

(5) (1)～(4)のほか、管理上支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

例：点字ブロックをふさぐ行為、エスカレーター・エレベーター・周辺店舗等の出入り口付近をふさぐ行為、改札口付近・通路をふさぐ行為、駅前広場ロータリー周辺の通行を妨げる行為 等

#### 4. 使用許可の取り消しや使用の制限、または使用停止となる場合（条例第8条）

次のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することがあります。この場合の損害について、指定管理者はその責めを負いません。

(1) 使用の許可に付した条件に違反したとき。

(2) 「3. 不許可となる場合」のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 徳山駅前広場等条例又は徳山駅前広場等条例施行規則の規定に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

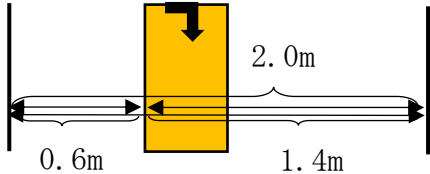
(5) 工事その他の広場の管理上やむを得ない事由が生じたとき。

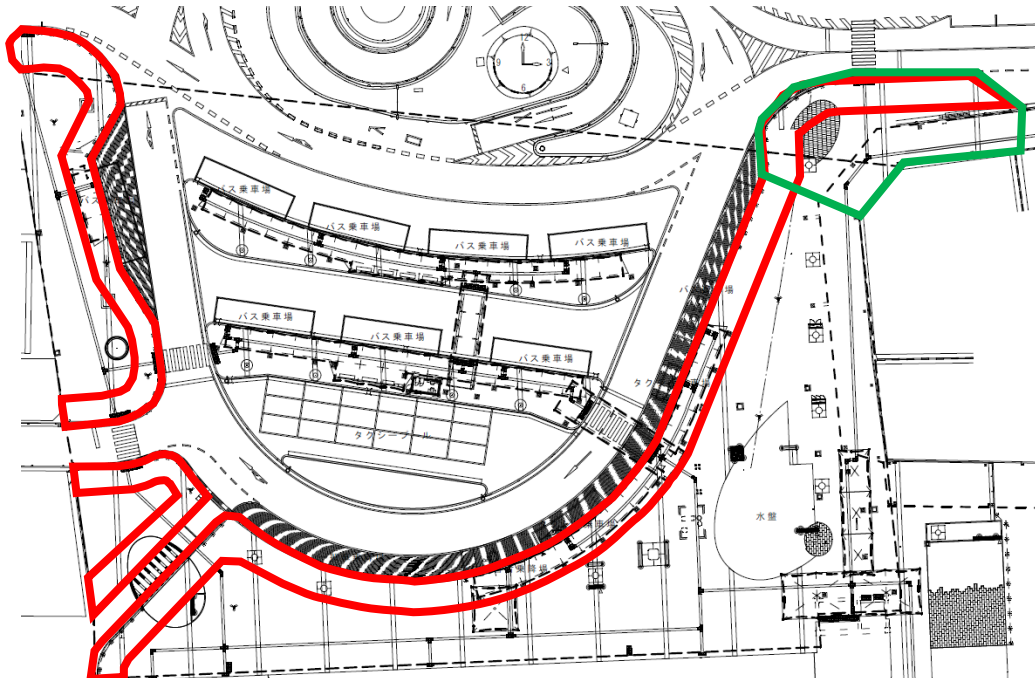
#### 5. 実施期間

(1) 1日単位での使用となります。なお、連続の使用は、原則7日間以内とします。

(2) 使用時間は、原則8時から22時まで（搬入・搬出等の時間を含む。）とします。

## 6. 実施の場所

- (1) 徳山駅北口駅前広場については、「Ⅱ-2. 徳山駅北口駅前広場 平面図」の「芝生等エリア」「噴水等エリア」「軒下等エリア」の範囲内としてください。徳山駅南北自由通路については、「Ⅱ-4. 徳山駅南北自由通路2階 平面図」のA～Bエリアの範囲内としてください。
  - (2) 歩道部分に、占用物件を設置する場合には、原則として、十分な歩行空間を確保し、参加者や駅周辺等利用者の通行の妨げにならないようにしてください。
  - (3) 原則、右図のように、点字ブロックの端から0.6m以上の間隔を確保した上で、通路自体は2m以上を確保し、行列等が想定される場合は、行列等が点字ブロック利用者の通行の妨げにならないようにしてください。
- 
- (4) 徳山駅前広場全体（芝生等エリア、噴水等エリア、軒下等エリア）を使用してマルシェ等ブースを設置される場合、概ね20～25ブースまでが適正ですのでご注意ください。※2.0m×2.0m～2.5m×2.5mを1ブースとした場合
  - (5) マルシェ等ブースや、テントなどを設置する場合は、バス、タクシー等利用者の通行や、横断歩道利用者に対する自動車運転者の視認性を妨げないよう、以下の赤で囲ったエリアでの設置を行わないようにしてください。
  - (6) 徳山夏まつり、周南冬のツリー祭り又はそれと同規模のイベントを実施する際には、歩行者の混雑を避けるため、以下の緑で囲ったエリアでのマルシェ等ブースやテントの設置等を行わないようにしてください。



## 7. 車両や物品等を設置する場合について

- (1) 舗装等に支障のないもの、イベント終了後に原状復帰できるものを設置してください。
  - (2) コード類を設置する場合は、イベント参加者、通行人等が躓かないように配慮をしてください。
  - (3) 風などで倒壊、剥離、汚損などがないように安全性を確保してください。
  - (4) 「芝生等エリア」には、杭やポール等を打ち込まないでください。
  - (5) 水盤内は、人の通行を想定した作りであり、重量のあるものを設置することはできません。噴水の水を止め、水盤内に物を設置する場合は、荷重が1点に集中しないように、コンパネ等で養生を行い、十分に注意して設置してください。特に、噴水口については、素材がガラスとなっており割れるおそれがあるため、荷重がかからないようにしてください。
  - (6) 水盤以外の箇所についても、発電機等の振動が発生するものを設置する際は、コンパネ等で養生を行うなど、舗装等に支障がないようにしてください。
  - (7) 駅前広場等の施設、設備等を毀損又は汚損した場合、イベント等使用者において原状復帰又は清掃いただくか、補修工事費等実費を請求させていただきます。
- ※道路占用許可が必要な場合がありますので、原則として実施日の1か月前までにご相談ください。

## 8. 火気の取扱いについて

- (1) 許可した場所以外での火気の使用は禁止です。
- (2) 炎を発する場合は、台座等を用いて地表より20cm以上離してください。
- (3) 地表で、直に火を燃やす行為は禁止です。
- (4) 使用できる火気は、器具を用いてガスや液体燃料を燃焼させ炎を発せるものや、炭などの固形燃料等を発熱させるものに限りです。
- (5) 火災等に備えて、消火器具を常備してください。
- (6) 火気の使用に起因した、事故、損害については、申請者において責任もって解決し、市及び指定管理者は一切の責任を負わないものとします。
- (7) 広場内施設（芝・樹木・その他の施設）を損傷させた場合は、申請者の責において原状復旧してください。
- (8) 上記条件が厳守されない場合は、使用を中止するとともに、今後の使用についても禁止することがあります。
- (9) 火気を使用する場合、露店等開設届出書を消防本部へ届け出る必要がありますので、消防本部へご相談ください。
- (10) その他、上記以外の火気の使用に関しては、個別に判断する必要があるため、お早目にご相談ください。

## 9. 楽器等音が発生する行為について

- (1) 楽器、スピーカー等により、音が出ることが考えられる場合は、夜間の使用は20時までとし、85デシベル以上の音を発さないでください（拡声機による暴騒音の規

制に関する条例（平成4年山口県条例第31号）第3条）。

(2) 必ず周辺店舗等へ事前に連絡し、音源の向きや音量などを配慮してください。

(3) 近隣住民等からの苦情が出た場合など、利用時の状況によっては、指定管理者から音量の調整、利用の中止を求めることがあります。なお、指示に従わない場合は、利用の許可を取り消し、又は制限し、若しくは停止することがあります（周南市徳山駅前広場等条例（令和4年周南市条例第12号）第8条）。

## 10. チラシ等の配布について

(1) イベント等の実施時間内にチラシ等を配布する場合

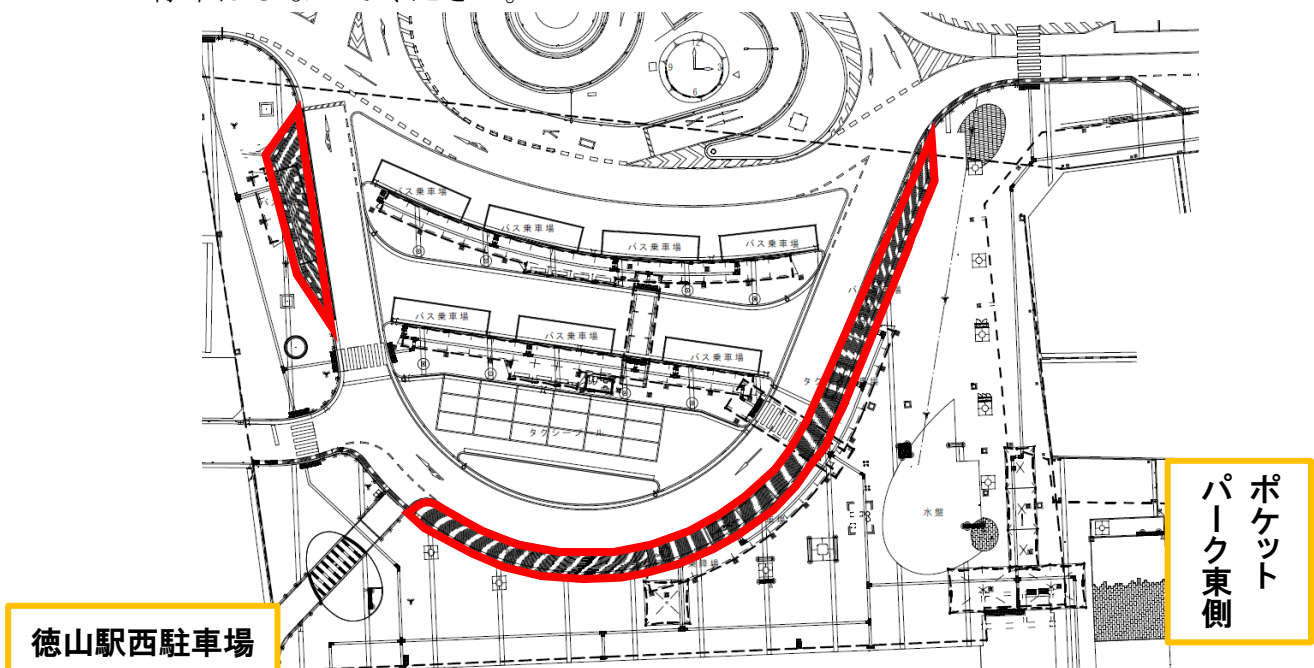
当日のイベントに関するチラシ等は、本部を設け、配布は本部席又はその前のみ配布できることとします。

(2) (1)以外の場合でチラシ等の配布をする場合

許可された区画内で配布してください。配布する際は、通行人の進路をふさいだり、通行人を追いかけたりしないこと、エスカレーター・エレベーターの乗り降り口付近や施設の出入り口等で待ち構えて渡すことのないよう注意してください。

## 11. 搬入出の方法

(1) 搬入出は、徳山駅西駐車場かポケットパーク東側（下図を参照）のいずれかとしてください。赤枠で囲った一般車乗降場、タクシー乗降場、バス降車場に搬入出のための停車はしないでください。



(2) ポケットパーク東側については、芝生広場そばの路肩に駐車の上搬入してください。経路の混雑が予想されるため、速やかに車両を移動させてください。

(3) 徳山駅西駐車場については、60分以上の駐車は料金がかかりますので予めご了承ください。

(4) 搬入出を適切に管理することを確認できるよう、実施要項等にて搬入・搬出のスケジュールをご記載ください。

## 12. 歩道部分への車両の乗り入れ

- (1) 車両の乗り入れは、車両の展示やキッチンカーによる販売など、イベント等の実施中に動くことがない車両のみ可能とし、出店者による商品の搬入出、イベント準備、片付け等のための乗り入れ等はしないでください。
- (2) 車両の乗り入れについて、「噴水等エリア」等に設置する場合はロータリー進入口のボラードを、「芝生等エリア」に設置する場合は「芝生等エリア」東側のボラードを外して出入してください。なお、ボラードの鍵は徳山駅周辺施設管理オフィス窓口で貸し出します。
- (3) 北口駅前広場に車両を搬入する場合は、11.(4)と同様に搬入のスケジュールを事前にご提出いただいたうえで、誘導員の配備を行うなど、歩行者の安全を確保してください。
- (4) 水盤、芝生の上は通行、設置しないようにしてください。
- (5) 北口駅前広場（水盤部分を除く）に乗り入れることができる車両は、積載荷重を含み8トン未満としてください。なお、水盤部分には、車両の乗り入れはできません。
- (6) 北口駅前広場に乗り入れた車両がアウトリガ等を使用する場合は、荷重が1点に集中しないように、コンパネ等で養生を行い設置してください。
- (7) 駅前広場の舗装等を毀損又は汚損した場合、使用者において原状復帰又は清掃いただくか、補修工事費等実費を請求させていただきます。

## 13. その他必要な事項

- (1) 北口駅前広場・南口駅前広場を利用する場合は、徳山駅前広場等使用申請に加え、警察への道路使用許可申請及び市道路課への道路占用許可申請が必要となる場合がありますので、事前に周南警察署・市（まちなか共創センター）に相談等を行ってください。
- (2) ごみの発生が考えられるイベントについては、ごみの取り扱いを明確にしてください。
- (3) コンセントを使用する場合、コンセントは一般的な家庭用と同様であるため、1回路につき1,500wh、15Aを超えた使用は行わないでください。

## V. 使用申込の流れ

### 1. 事前相談（実施日の6か月前から可能）

以下のいずれかの方法で、徳山駅周辺施設管理オフィス窓口にて、使用希望日、実施内容、空き状況等をご相談ください。なお、車両や物品等を設置するなどの道路占有を伴う使用の場合は、原則として実施日の1か月前までにご相談ください。

#### ① 電話・メールでのご相談

まちなか共創センター 徳山駅周辺施設管理オフィスにお問い合わせください。

TEL：0834-34-0845

メール：Shunan\_ppp@ccc.co.jp

#### ② 窓口でのご相談

徳山駅前賑わい交流施設3F まちなか共創センター

徳山駅周辺施設管理オフィスにお越しください。

住所：山口県周南市御幸通2丁目28番2（徳山駅前賑わい交流施設3F）

ご相談の際は、施設の予約状況や実施内容等の確認のため、以下をご用意ください。必要に応じて、徳山駅前広場等使用申請関係様式集をご活用ください。

- (1) 実施計画書、要項等
- (2) 使用箇所図面

なお、必要に応じて、「V-4. その他関係機関への届出・申請」の際に届出・申請を行うことが想定される関係行政機関への相談を行ってください。

### 2. 徳山駅前広場等使用許可申請・承認（実施日の6ヶ月前～14日前までに）

事前相談等の内容を踏まえ、徳山駅周辺施設管理オフィスに徳山駅前広場等使用許可申請を行ってください。

申請には、以下の書類が必要です。

- (1) 徳山駅前広場等使用許可申請書
- (2) 使用箇所図面（最終版）
- (3) 実施計画書、要項等（最終版）
- (4) その他必要な書類

※使用方法によっては、道路占有許可、道路使用許可（周南警察署）が必要な場合がありますのでご注意ください。その場合、道路占有許可、道路使用許可がなければ、駅前広場を使用することはできません。

※道路の占有を伴う場合は、原則として、実施日の1か月前までにご相談ください。

### 3. 徳山駅前広場等使用にかかるJR西日本との協議

ご提出いただいた資料をもとに、必要に応じて、指定管理者がJR西日本（徳山駅）に対し、徳山駅前広場等使用に係る協議又は情報提供を行います。

### 4. その他関係機関への届出・申請、周辺店舗等との調整（随時）

届出・申請を行う前（V-1. 事前相談」時点など）に、市（まちなか共創センター又は道路課）や保健所、警察署、消防署等の関係機関への相談を行ったうえ、関係機関に届出・申請等が必要な場合は、その事務手続を行ってください。

また、音やにおいが発生するようなイベント等の場合は、必ず周辺の店舗等への配慮や事前連絡をしてください。

株式会社まちあい徳山が運営するTokuyamap<<https://www.tokuyamap.com/shunan-event-guide2021/>>にて、関係機関等相談先が記載されていますので、参考にしてください。

### 5. 使用当日

使用当日は、以下の点に気をつけてください。

- (1) 現地に使用責任者が常駐し、使用に起因する事故・苦情等については、使用者の責任において対応してください。
- (2) 使用にあたって申請・承認を受けた承認書等を携帯してください。
- (3) 北口駅前広場に車両が入る場合、水盤、芝生を通行しないようにしてください。また誘導をつけ、歩行者の通行の妨げにならないようにしてください。
- (4) 複数日連続で使用する場合でも、テント等設置物は毎日片づけを行い、原状復帰させてください。


### 6. 使用終了後

終了後は、以下のとおり原状復帰・清掃等を行ってください。

- (1) 使用後は、ただちに設置物を撤去してください。
- (2) 使用したエリア周辺のごみの回収を充分に行ってください。
- (3) 使用したエリアの路面等の汚れについては、使用者の責任において清掃してください。特に飲食を伴う場合は、使用者だけでなく、イベント参加者の食べこぼし等による汚れについても使用者の責任において清掃してください。
- (4) コンセント、ポラード等を使用した場合は、元の状態に戻しているかを確認してください。

## VI. 備品紹介

### 1. タペストリー

使用料	1箇所につき1月1,350円 ※タペストリーの使用期間が1月に満たないとき、又は使用期間に1月に満たない端数があるときは、日割りにより計算します。なお、1日あたりの使用料は1箇所につき45円となります。
サイズ	幅1,800mmまで×高さ700mmまで（取付け具の幅は2,200mm）
数量	5箇所
注意点	<ul style="list-style-type: none"><li>・取付け具は用意する必要はありません。</li><li>・申請者が取り付け、取り外しを行ってください。</li><li>・設置には、別途広告審査が必要となります。</li></ul>
設置例	

## 2. 電気コンセント

使用料	持込電気器具の定格消費電力の合計1キロワットにつき1時間30円
注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料は、持込電気器具の定格消費電力の合計1キロワットにつき1時間30円となります。そのため、申請時に添付資料として持込電気器具一覧をお示しください。</li> <li>・コンセント位置は、「Ⅱ-2. 徳山駅北口駅前広場 平面図」「Ⅱ-3. Ⅱ-4. 徳山駅南北自由通路 平面図」で確認ください。なお、コンセント位置に記載している番号について、同一番号は同一回路となります。</li> <li>・北口駅前広場のコンセントカバーは、1円玉等コインで開けることができます。</li> <li>・南北自由通路のコンセントカバーは、徳山駅周辺施設管理オフィスが貸し出しする専用のカギで開けることができます。</li> <li>・コンセントを使用する場合、コンセントは一般的な家庭用と同様であるため、1回路につき1,500Wh、15Aを超えた使用は行わないでください。</li> </ul>
写真	<p>北口駅前広場コンセント</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>南北自由通路コンセント</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

### 3. テント

使用料	1 張につき 1 日 200 円
サイズ	2.4m × 2.43m
数量	1 2
注意点	・ 指定管理者の指示に従ってください。
写真	

### 4. 折りたたみテーブル

使用料	1 台につき 1 日 100 円
サイズ	幅 180cm×奥行 75cm×高さ 74cm
数量	1 2
規格	折りたたみ式テーブル ZK-180

### 5. 音響設備

使用料	1 セットにつき 1 日 500 円
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント用スピーカーセット STAGEPAS600i (消費電力 100W)</li> <li>・ ハンドマイク イベント用マイク Shure BETA-58A</li> </ul>
注意点	・ 指定管理者の指示に従ってください。
写真	

## Ⅶ. 告知手段のご紹介

---

### 1. 報道機関への情報提供(投げ込み)

#### 1. 場所

市役所 3 階北側

#### 2. 必要部数

29 部

#### 3. 利用手順

- ①情報提供ボックスへ投函 (29 部)
- ②記録簿の記入

#### 4. 問い合わせ

広報広聴課 広報広聴担当 (0834-22-8232)

